



# 宮 崎 県 公 報

平成22年 5 月20日（木曜日）号外第43号の2

発行・印刷 宮 崎 県  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 36,000円

## 目 次

頁

### 告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 -----（畜産課） 1

## 告 示

### 宮崎県告示第 302号の2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第296号の2）を次のとおり変更する。

平成22年 5 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 搬出を制限する区域

##### (1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

##### (2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

##### (3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 296号の2の1の(3)に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 宮崎市吉村町の一部（久保田、瀬戸、上西中、沖ノ原及び平塚）、大字小松の一部（平岩、池田、南田、尾園、六反田、間米、前田、七田及び八ヶ久保）、大字跡江の一部（松橋、尾敷田、出水口、境前、半中、仲西、大井田、八反田、永田、内ノ丸及び明井手）、大字有田の一部（下中尾、上中尾、三間伏、大戸、木路免木、天神出、高峯ノ下及び宮ノ下）、大字糸原の一部（四反田、樋渡、山口、天ヶ山、鎌瀬町、小西、四ツ枝、六反田、岩瀬、池ノ内、葛元、町屋敷、一町田、干物作、岩坂、野間、法丈、木ノ元、北田、下馬場、表馬場、上蘭、戸森、前向、城ノ下、上水流、水流及び中水流）、大字堤内の一部（川除）、大字吉野の一部（大原、寺田、弥内橋及び樋ノ口）、祇園一丁目、霧島一丁目、和知川原一丁目、和知川原二丁目、和知川原三丁目、船塚一丁目、花殿町、西池町、原町、清水一丁目、清水二丁目、橋通西五丁目、橋通東5丁目、丸島町、江平町一丁目、江平中町、錦本町、青葉町、宮崎駅東三丁目、大塚町の一部（権現前、池ノ内、無量寺道下、無量寺道上、迫田、倉ノ下、鶴ノ島、竹下及び六ツ合）、桜ヶ丘町、小松台東一丁目、小松台東二丁目、小松台東三丁目、小松台西一丁目、小松台西二丁目、小松台西三丁目、小松台北町、大字柏原の一部（境田、彼岸田、霧島田、中沼田、手繰、柳町、高後、古宮田、六反田、土肥田、九日田、杉本、上八反田、北ノ迫、高野迫及び鳥帽子方）、大字富吉の一部（青木、来道、納島、岩穴ヶ前、六田、美野崎、友尻、東又、石用、天ヶ迫、釘ノ前、高後、菅ヶ迫

、中山寺、倉谷、樽水、松ヶ迫、前田、中角、下川久保、上川久保、江川口、水流、瀬口、左土割及び城ノ下）、高岡町花見の一部（江湖尻、真道、下水流、平田、黒谷、山頭、蕨野、入野、奥畑、松ヶ迫、仁反田、中渡、下原、荒平、野中、祝松、上三蔵、下三蔵、高尾、小谷、新田、山口、北迫、北俣、三生江、桑木、壺町割、三反田、東城連、城ヶ峰、下ノ坊、山下、野間及び迫田）及び高岡町下倉永の一部（荒瀬）

イ 西都市大字寒川

ウ 国富町大字宮王丸の一部（野添、八反田及び横枕）、大字本庄の一部（六日町、郡山、東ノ原、谷ノ口、枯木ヶ瀬、前ノ原、下馬場、義門寺、大平原、小原、石原ノ前、石原、配原、中川原、松ノ下、豊松、久保園、北神ノ原、宗仙寺、岩屋の前、淵脇、濱ノ下、二石田、松崎、南神ノ原、下高添、瀬戸ノ前、東下本庄、西下本庄、十日町、馬ノ口、地藏寺、立岩、福寺、大王、堀内、野添、尾立、新堀、新山及び平原）、大字深年の一部（東畑、前田、嵐の宮、養田、脇水流、蘭畑、小山迫、七枝、犬馬場、砂田、殿所、洗ノ口、諏訪ノ下、常德寺、石出、坂ノ下、向水流、高塚原、鶴ヶ城、突喰原、永山原、上水流、五反田、井上水流、永田、谷口、大谷、原田、後ノ迫、永迫、観音瀬、前畑、神前、鳥越、寺ノ下、萩原、藤ヶ瀬、桑水流、城ヶ下、大迫、鳩峰、楠水、山下、霧島原、寺原、割付、高田原、鬼島、中水流、田原、西ヶ迫、兎田、白山田、柳田、住吉水流、小原山、佐土堀、横内、八町堀、松ノ本、中原、市ノ瀬、竹下、外上水流、割田、中畑、上ノ原、境谷、馬渡、柳ノ元、川原崎、久保園、山角、愛染川、梶原、高野、中山、八重尾、荒蒔及び鹿森滝）、大字八代南俣の一部（井ノ水、岩下、梅木田、大浦、大谷、大坪、押田、楠木迫、権現堀、新開、多羅原、中原、中別府、野間ヶ谷、東田、菱迫、古木迫、前田、前畑、南川内、廻尾、山神川原及び林ノ王）、大字森永の一部（後田、方坂、池ノ向、古川、高丸、六反所、出水迫、出水山、出水原、天ヶ谷、久保山、野中、上ノ蘭、小路、向ヶ原、櫻田、梅木迫、大王免、井ノ迫、山ノ田、下越、樋松迫、大鹿、灰焼、二百田、大丸、水の手、前平、宇戸ヶ迫、瀬戸ノ元、市ノ野及び天神原）、大字竹田の一部（西ノ前を除く。）、大字嵐田の一部（内堤及び鳶ヶ迫を除く。）、大字田尻の一部（石畑、岩下、岩立、宇宿迫、大迫、四町迫及び鳶ヶ迫を除く。）及び大字須志田の一部（麻地、麻地ノ上、豆漬、中尾、鍋ヶ谷及びミカヘリを除く。)

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 296号の2の2の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 宮崎市佐土原町上田島の一部（尾丸、大迫、山内、永谷、横山、大原、仲間原、佐野原、山中、松本、境畑、尾曲、今僧津、本鶴府、百日、菅丸、一ノ山、曲田、船ヶ山、高峰、畝原、杉尾、西ヶ廻、永尾、五月田、三月田、平田、平田迫、老町田、三廻谷、城ヶ下、山田ヶ迫、一ノ迫、南ヶ迫、西ヶ廻、向ヶ廻、桜原、菰廻及び犬菰）、佐土原下那珂の一部（深草、下山、伊賀給、片瀬原、牧堀、東田、峰前、七ヶ廻、西九坪、城ヶ峰、檜、藪内、岩瀬、五反田、南田、黒坊、諏訪山、田淵田、成枝権現、馬場住、白坂、萩原、鳥越、曲田、橋口、堤下、押ヶ崎、久保田、伊勢下、榎木田、福塚、浮橋及び釈迦橋を除く。）、佐土原町西上那珂の一部（河内、小丸、真米、山田、山ノ口、上ノ迫、長園原、下相作、待居廻、中畑、森藪、南河内、松ヶ迫及び元屋敷を除く。）及び佐土原町東上那珂の一部（弓ヶ谷、後迫、中野丸、内田及び小町を除く。）

イ 西都市大字右松の一部（鷺田）、大字三宅の一部（四反畑、嶋畑、東川久保、西川久保、先鶴、鳥子出口、竹之脇、最所畑、池廻、清水前、茶嶋、大藪前、朝喰、石坂、尾筋西上、尾筋西下、尾筋東上、国分、上ノ宮東、上ノ宮西、原口、原口二ノ西、原口二、須先、笹貫畑、堂ヶ島、寺崎、馬場崎、塚脇、石貫畑、石貫平ノ下、東立野、酒元ノ上、寺原脇、丸山、西都原東、西都原西、楠木上、楠木下、上永谷、下永谷、奈原、岩ヶ丸、竹ヶ迫、方迫、兼迫、岡本、鎌迫、六町迫、大迫、下甲津ヶ丸、上甲津ヶ丸、割甲津ヶ丸、元迫、北ヶ迫、青木、堂下、羽サ間、後迫、柳迫、法瀬ヶ丸、足野町、方生会、惣太郎、寺原、小末、松田平ノ下、嶋廻、松田下屋敷、松田、鏡田、大谷平、七曲、八小代、木ノ町、大工久、竹ヶ山、向藪、八反田、八反田木町、代手、下鑑、西原、上鑑、米鶴、大ヶ峰、西大ヶ峰、細場廻、川原田、西ヶ迫、凶師ヶ迫、松崎、居屋ノ内、川添、前田、山王田、老町田、権現谷、折登、樋之道ノ西及び毘沙門）、大字清水、大字童子丸の一部（別府、谷口、天神田、米丸、桑原、長畑、寺ノ場々、上ノ園、槇ノ内、権現原及び新立）、大字穂北の一部（山内、宇戸、長山、和田川原、仲鶴、平城、串木、南無田、南田、野添、小戸口、坂ノ下、高野、上ノ原、牧原、尾畑、大木ノ原、北田、長田、牛掛、坪田、勝田川、上江、当園、瀬川、野竹、平原、内改、圃、千畑、桜田、谷ノ前、松船、北代、仲川原、宗高、川仲嶋、杉安、長谷嶺、茶屋元、桑木原、大木久保及び川久保）、大字南方の一部（鉾峰、横尾、竹添、弓場ノ元、金竹ノ元、瓜葉木、岩川内、高附、槇尾、添の坪、年の神、古川、高砂、眞竹平、宝財原、長谷嶺、上の畑、坂江、中島、串木、上中川原、榎木瀬、彦三郎、鈴尾、餅田、下原、萱原、八ヶ久保、卵の木、赤星、長仙、笹ノ田、堀内、町山附、町ノ前、立野、大工西、桑ノ木原、元地神、茶屋ノ元、浜後、堂ノ前、田久保、西田、寺家田、坂ノ下、永谷、古川、宮畑、別府川、島代、土木手、長池、

岡藪、柿内、新分、伊東畑、大工畑、松木田、梅ノ木、伊左衛門、下中川原、中須、河久保及び杉尾）、大字三納の一部（宮田、松本、羽子田、松本原、甚助原、大廻、芦町、田中、前田、笠原、西久保、笠原川原、今別府、下島鶴、片山、弓立田、白坪、新田、湯無田、尾曲、諸熊、永野大原、永野原、岸見廻、堂園、永野、二反田、松廻、榎木迫、岩穴ヶ廻、柿木廻、大山田、池内、水喰、住吉廻、上島鶴、草坪、鴨目、下寺廻、札立、中川原、下川原、鶴田、久保田、大明神原、廻村、松下、外園、神田、野原田、堤下、小坂元、曲淵、川上、門田前、竹ノ内、田良木、長谷畑、高三納、鷹野、境田、前廻、苜払、黒牟田、笹川、榎町、眞萱崎、岩戸牟田、眞米、大鳥、和泉、高三納下及び戎田）、大字平郡の一部（宮ノ下、天神免、梁之瀬、天神免、立山、別府代、菰田、谷寺、京田、宮尾、宮河、本村、井上、田中、横山、菅原、畑ヶ廻、梅木廻、法小廻、松ヶ廻、妻田、寺廻、池袋、工田、大町、稲泉、石廻、林原、楠廻、柳牟田、法蓮寺、戸屋ヶ前、犬牟田、堤下、金田、兎田、緩田、南川、鴨山、鴨目ヶ廻、高三納、尾能田、雨乞、江子田、池田及び新開）、大字荒武の一部（彦田、大坪、城平、都於郡、浜迫、亀割、仮田、園田、山宮、大知ヶ廻、土橋、養十院、大久保、佐土ヶ廻、佐土ヶ浜、梅ヶ当及び藤蔵原）、大字岩爪の一部（大丸、和泉ヶ廻、次貫田、内之畑、畑、五百田、通迫、七百田、正づ廻、元村、堂床、境田、丸岡、春田、四反田、吉ノ丸、山下、赤迫、伏ヶ迫、園田、長山、草場、七夕田、畑間、払谷、上原、小路及び向原）、大字鹿野田の一部（茶園藪、五節句、馬場、中島、田久保、瀬下、葛廻、九反竿、松野島、継母、松野田、谷辺、小苗代、潮、山ヶ迫、城内、横枕、梅木、山之後、益崎下、川上、嘉萬栄、荒敬田、横尾、中藪、池田、内之丸、園田、筑後、池下、三反田、池上、山下、岡迫、一ヶ山、寺田、野中田、水落原、別府原、池之友、円光院、藤蔵原、土橋、中尾、原口、向之城、高屋、久保、奥、滝之下、東ヶ迫、養命迫、坂之下、茶緑ヶ迫、光ヶ迫、知ノ元、小待、戎田、五反田、井之尻、屋敷下、中鶴、鳥子、萱野、森田、老反九歩、大安寺畑、新田、中村、東明田、幸納、島崎、宮前、内ヶ迫、深坪、鼻切、小姓田、小丸、柿ヶ迫、登坂、西ヶ迫、水口ヶ迫、冬切、塩ヶ迫、内山ヶ迫、谷之坂、辰巳ヶ平、滝山、青山、霧島、車ヶ瀬、寺下、神鶴、井出下、水洗、鶴田、深長、屋敷向、六反田、月輪、宮園、向鶴及び押通）、大字都於郡町、大字加勢の一部（小倉、畑ヶ迫、坂ノ上、森木、尾能、八双田川南、八双田川北、別府代及び向鶴）、大字藤田の一部（長光寺前、上鶴、野下、湯地給、向鶴、落久保、巨田江、上代、倉爪、三角田、王田、荒神面、鑑、藤栄、永田、高町、井添、長牟田、楠牟田、山下、横枕、百田、水溜及び巨田江）及び大字下三財の一部（向江、天神川原、見守川、八双田、古川、北田、六升田、戸敷、西川、古栄、池見手、藤崎、久米田下、大内田、岡下、広地、前田、井尻、堤下、外園、中別府、尾立下、月中、亀塚、亀塚屋敷、楠牟田、南牟田、永迫、宮迫、山下、向江、三反田、大島、鶴後、遊行瀬、田ノ前、川原田、猫嶋、奈良瀬、杉ノ内、下中川原、上中川原、城ヶ下及び角地）